

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会設立準備会 議事録

日時：令和3年5月25日14時～16時
場所：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、神戸地方第2合同庁舎及びオンライン会議を併用した
出席団体等：公益社団法人神戸海難防止研究会、大阪湾水先区水先人会、内海水先区水先人会、和歌山下津水先区水先人会、小松島水先区水先人会、一般社団法人日本船主協会、一般社団法人日本船長協会、近畿旅客船協会、神戸旅客船協会、全日本海員組合関西地方支部、全日本海員組合大阪支部大阪海運組合、兵庫海運組合、全国内航タンカー海運組合関西支部、全国内航タンカー海運組合薬槽船支部、外国船舶協会、阪神港大阪区堺泉北区/阪南港/大阪港海難防止対策委員会、阪神港神戸区尼崎西宮芦屋区台風・地震津波対策委員会、和歌山紀北地区台風・津波対策協議会、徳島小松島港台風・地震津波対策委員会、近畿運輸局、神戸運輸監理部、四国運輸局、近畿地方整備局、四国地方整備局、大阪管区气象台、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市、神戸市、第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、神戸海上保安部、和歌山海上保安部、徳島海上保安部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署、岸和田海上保安署、西宮海上保安署、海南海上保安署、大阪湾海上交通センター
事務局：第五管区海上保安本部 交通部 航行安全課
<p>【議事進行】</p> <ul style="list-style-type: none">○設立準備会 次第に沿って進行（別添1）○改正法施行日に総会（コロナ禍を考慮し書面総会とする）を開催することの了承○本年台風シーズン期に速やかに運用できるように設立準備会において大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会則（案）及び要綱（案）について予めの承諾を得ておくこと及び総会において最終的な議決を得ることの了承○設立準備会の議事進行について議長の選任 （事務局から公益社団法人神戸海難防止研究会会長を推薦、異議等なし）○議事等の公表（第五管区海上保安本部ホームページ） <p>【議事要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">○海上交通安全法等の一部改正概要説明（事務局）○海上交通安全法に基づく法定協議会設置の説明（事務局）○大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会則（案）の説明（事務局）<ul style="list-style-type: none">・事前説明時等における会則（案）に関する質問等に対する回答（口頭） （別添2のとおり）

○大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会要綱（案）策定の提案（第五管区海上保安本部）

- ・事前説明時等における要綱（案）に関する質問等に対する回答（口頭）
（別添3のとおり）

○会則（案）及び要綱（案）について異議等なく了承された

【事務局による進行】

○連絡事項について（第五管区海上保安本部交通部）

○全体を通じてのご質問等

- ・要綱（案）第7条に規定される構成員において、避難時期等の検討を行った結果は、経済活動を支えている港湾荷役等関係者に対し、遅滞なく周知が実施されるようお願いしたい（近畿地方整備局）。

→回答内容

事務局から速やかな提供を行い、情報共有を図っていきます（事務局）

令和3年5月25日
午後2時零分から
於：第五管区海上保安本部 会議室
(オンライン形式)

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
第五管区海上保安本部長 鈴木 史朗
- 3 出席者の確認
- 4 資料の確認
 - ① 海上交通安全法等の一部改正のご案内
異常気象等に伴う船舶事故の未然防止策の充実・強化
～海上交通安全法に基づく新たな勧告制度の創設等～
 - ② 船舶の湾外避難等の勧告・命令制度の創設
 - ③ 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会則（案）
 - ④ 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会要綱（案）
 - ⑤ リーフレット
 - ・ 異常な気象海象が予想される場合等における湾外避難・湾内の錨泊制限等の勧告・命令に関する制度等の創設
 - ・ 走錨海難防止のための航行ルール
 - ・ 大津波警報・津波警報発表時の船舶交通に規制について
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報の提供を開始しました
- 5 協議会及び設立準備会についてのご説明
- 6 協議会の運営、議事等進め方についてご説明
- 7 協議事項等
 - (1) 協議事項等のご説明
 - ① 海上交通安全法等の一部改正概要ご説明
 - ② 海上交通安全法に基づく法定協議会設置にかかるご説明
 - ③ 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会則（案）のご説明

- (2) 質疑応答等
- (3) 会則（案）への決議

8 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会要綱（案）策定の提案
（第五管区海上保安本部）

- (1) 要綱（案）のご説明
- (2) 質疑応答
- (3) 要綱（案）策定の決議

9 連絡事項

- (1) 海上交通安全一部改正に伴う航行制限等の適用条文の変更について
 - ① 走錨海難防止のための航行ルール
 - ② 大津波警報・津波警報発表時の船舶交通の規制について
- (2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の港長による勸告発出の検討について

10 全体を通じてのご質問等

11 閉会のあいさつ

第五管区海上保安本部 交通部長
大達 弘明

12 閉会

質問、意見（会則編）

別添2

条文	質問事項	回答	質問者
2条	第1項で「異常気象等に関する情報の共有」とありますが、具体的にどのような方法で情報の共有を行うのでしょうか。	事務局から構成員への情報共有は原則メールとします。構成員から傘下への情報共有の方法は特段問いません。	大阪管区気象台
3条	知事への委嘱が必須である理由はあるか。	法令上は、協議会は関係地方行政機関の長等のほか海上保安庁長官が必要と認める者で構成することになっており、長官が必要と認める者としては港湾管理者や海事関係団体等が想定されています。大阪湾・紀伊水道の関係機関は大変幅が広いので、第五管区海上保安本部では大阪湾・紀伊水道において各関係機関の代表として参画いただける方に委嘱をお願いしています。関係地方行政機関について長に委嘱することから、各関係機関についてもその代表者にご委嘱をお願いするものです。	大阪港湾局 (大阪府及び大阪市)
3条	大型台風発生となれば、知事が本部長となる災害対策本部が設置されることが想定され、本協議会への出席はできない。知事出席が必須でない場合、例えば局長等への委嘱をご検討願います。	第8条第2項で、代理を立てることができるとしています。	大阪港湾局 (大阪府及び大阪市)
9条	幹事会を規程上明確にしてほしい。 また、幹事会の位置づけはどのように考えているのか。	幹事会は、第10条に基づき第2条に定める事項について、異常気象等の発生、接近が急などのため、総会を開催するいとまがないと判断されるときは、幹事会を開催して必要な協議を行うことができ、招集は、第9条に基づき会長が招集します。	近畿地方整備局
9条	事前の説明において、幹事会の構成員は、協議会の構成員の部下にあたる者を想定していると伺っていたが、会則案では協議会の構成員本人が幹事会の構成員となる規程となっているので、第3条または別紙1の修正を願う。 また、協議会の構成員なのか幹事会の構成員なのか判別がつかない箇所があるため、どちらの構成員を指すのか明確な記述としてほしい。	委員と同様な立場からご意見を賜りたく構成員本人に幹事会の構成員をお願いしたところですが、説明が足りず失礼しました。 なお、第8条第2項で代理を立てることができることとしています。	近畿地方整備局
9条	協議会の会長と幹事会の会長は同じ者が努めることになるのか。第9条においては協議会の会長が幹事会を招集することとされているが、その理解でよいか。幹事会の会長に関する規定が置かれていないので、明確にすべきではないか。	第9条第3項により、幹事会の議長は会長が行うとともに、幹事会の議長も含めた会長としての役割は、第4条に規定しています。	近畿地方整備局

質問、意見（要綱編）

別添3

条文	質問事項	回答内容	質問者
2条	対象船の大きさ（全長等）を案の値とした根拠・理由について	令和2年度、有識者による委員会「湾外避難等勧告に関する調査検討」（事務局：日本海難防止協会）において検討された数値です。この検討を取り纏めた報告書によれば、「船種船型別係駐限界力」等のデータ、台風襲来時の錨泊状況、海上荒天下での堪航性や危険性を考慮して示されています。 なお、大阪湾・紀伊水道の海域の特性を考慮する理由が生じた場合に、あらかじめ検討したうえで見直しを否定するものではありません。	神戸運輸監理部
2条	対象船舶について、どの程度の船舶数が対象となると想定されているのか。	最近の、風速40m/s以上の暴風域を伴う台風が大阪湾・紀伊水道に接近した事例として、2018年台風24号が最大風速約40m/sで和歌山県に上陸しています。同台風接近時、対象海域に存在した船舶のAISデータのうち、第2条の対象船舶に該当するものは5隻ありました。	近畿地方整備局
2条	対象船舶の優先順位を設けるのか	対象船舶の優先順位は設けておりません	日本船主協会
4条	このタイミング（大型台風の強風域が対象海域に到達する24時間前）が各港の避難開始時刻になるのでしょうか	勧告の時期については一律に発出しますが、避難先や避難行動の開始時期は船長等の運航者が総合的に判断することとなります。	神戸市港湾局
4条	台風の強風域がかなり大きく、速力もかなり遅い場合など、24時間前が妥当ではない場合もあるのではないかとと思われる。	避難する船舶の安全を考慮し、台風の強風域の影響を受ける前に避難を行うことを考え、強風域の達する24時間前としています。	神戸市港湾局
4条	当初の予想と異なり、強風域や暴風域が小さくなり、予想時刻に強風域が到達しない場合や最大風速が当初予想の40m/sを下回る場合などもあると思います。このような場合は対応はどのようになるのか。	避難が遅れることによりかえって危険な状況とならないよう、避難の勧告は十分な時間的余裕をもって発出することを考えています。 対象となる台風の大きさに鑑み、勧告を発出した後に、最大風速が多少低下した場合であっても、接近中であればその後の予測の変化等も考慮し、勧告の発出は継続するものと考えますが、運用上支障が生じる場合は見直していきたい。	神戸市港湾局

4条	<p>予想される大型台風が連続して大阪湾に接近してきた場合、長期にわたり湾内へ入域できないことは想定されているか。</p>	<p>大阪湾・紀伊水道に隣接する4府県へ上陸した台風のうち、上陸時の最大風速40m/s以上であった事例が、2001年以降、約20年間で4件ありました。この4個のうち、同じ年に複数接近した事例は、2018年のみ、年に3個で、このうち最も近い間隔が、台風20号と21号の約10日の間隔です。</p> <p>大型台風が連続して大阪湾に接近した場合、台風の大きさは、特に勢力の大きい台風であり、海域内は決して安全な状況とは言えないことから、連続での勧告発出は想定できます。</p>	神戸市港湾局
4条	<p>規制対象となる範囲が広く、それにより影響もかなり大きくなり、港毎で課題となる事項も異なってくるのが想像できるため、基本的な考え方は堅持しつつも、その都度課題整理を行いながら次回に反映させていただけのものなのか。</p>	<p>要綱については、今後必要に応じて、協議会の総会の決議により改正することを想定しています。</p>	神戸市港湾局
4条	<p>暴風域を伴う中心風速40m/s以上の台風の暴風域が紀伊水道までかかり、大阪湾で強風域の場合には、「対象船」についての取扱いはどうなるのでしょうか。</p>	<p>勧告の対象になります。</p>	大阪港湾局
5条	<p>第5条第2項の通報と第10条第1項の周知の違い。</p>	<p>第5条は、第7条に定める構成員に、事務局で検討を開始したので「これから協議していきます」という協議のための予鈴という意図をもたせるための通報です。</p> <p>第10条は、全ての構成員に検討を開始している旨を発信して、台風検討状況への気がかりを払拭するために広く展開するためです。</p>	近畿地方整備局
5条	<p>事務局が検討を開始するのは、気象庁が発表する台風5日間予報の予報で記載されている条件となれば、機械的に検討を開始するということでしょうか。例えば、検討開始するため別途、事務局から気象台に情報提供や解説依頼を行うこともあるのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり台風5日間に基づき、事務局は機械的に検討を開始します。</p> <p>予報内容等について、事務局から気象台様に更なる情報提供や解説依頼をさせていただく可能性もあります。</p>	大阪管区気象台
7条	<p>第7条第1項にある①～⑤の構成員はどのような考え方で選出したのか。</p>	<p>第7条第1項は、要綱に定めた基準に基づいて、「大型台風接近時の避難時期」を検討するもので、実際の大型台風接近時に、幹事会総員で協議することは現実的でないことから定めているものです。</p> <p>実際の避難に際しては、港内の対象船舶は、港内から湾外まで避難することから、各港台風対策との連携を図るために④の各港台風対策委員会の代表4名、対象船舶の操船実務者である水先人会の代表として対象海域内で特に広く活動されております③の大阪湾水先区水先人會會長、法律に基づく勧告の運用等を行う⑤の第五管区海上保安本部長、会務を統括する①の會長、會長を補佐する②の副會長を選出してあります。</p>	近畿地方整備局

8条	要綱の第8条避難行動①対象海域にある対象船舶の但し書き部分につき瀬戸内海へ避難する場合の第六管区海上保安本部との調整について	瀬戸内海中部海域への影響も十分に考えられることから、事務局間の連携を密に行います。	日本船主協会
8条	安全にちちゅうできる事の判断基準について。	多くの要素が複雑に関係し、一律の基準を設けることは難しいことから、船長の判断と考えています。	日本船主協会
10条	第10条第2項ただし書きの勧告が発表された際には、どのように反映させることを考えているのか。	第11条（情報の伝達）の別紙3、情報伝達ルートにより速やかに構成員に周知します。	近畿地方整備局
全般	港湾管理者や、荷主・港湾運送事業者等の関係者の意見は、どのように反映させることを考えているか	港湾管理者様は、今回、構成員として参画をいただいております。また、港湾運送事業者等の関係者様につきましては、各港の台風等対策協議会に参画されており、その代表者である協議会委員長が本協議会に参画していただいておりますので、意見等いただけると考えています	近畿地方整備局
全般	協議会の構成員以外の、船舶の退避による影響を受ける港湾管理者や荷主・港湾事業者等の関係者等への情報伝達をスムーズに行うため、連絡体制作りについて検討してほしい。	第11条別紙3の伝達ルートに基づき、協議会構成員である港湾管理者への周知、また港湾事業者等へは、すでに確率されている各港の協議会の伝達ルート等、台風避難時の主要な連絡先は網羅されていると考えています。	近畿地方整備局
全般	運用が始まって数年間は、当初想定していない課題、問題点等が明らかになる場合もあるため、協議会・幹事会において、運用上の課題、問題点等について情報収集、フォローアップ、関係者意見調整等を行い、必要に応じ、要綱の見直しを行うなど、丁寧な対応をお願いしたい。	運用上の課題、問題点等、関係者のご意見等踏まえ、必要に応じて要綱は、適宜見直す予定です。	近畿地方整備局
全般	会則、要綱等については、今夏の台風シーズンでの運用結果を踏まえ、課題などを整理し、協議会や幹事会にも意見を聴くなどして、適宜見直しを諮りたい。	運用上の課題、関係者のご意見等踏まえ、必要に応じて要綱は、適宜見直す予定です。	四国地方整備局
全般	過去の台風を事例に、どのような手順による対応となるのか、イメージしておくためにもSTUDYをしていただくことは可能でしょうか。	個別に対応させていただきます。	神戸市港湾局